

水土里サークル活動を支援します(多面的機能支払交付金)

1. 多面的機能支払交付金の構成



※実施主体：農業者等で構成される組織
(農地維持及び長寿命化は農業者のみで構成する組織でも取組可能)

※対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地(令和元年度より)

2. 多面的機能支払交付金の交付単価(円/10a)

地目	農地維持支払交付金	資源向上支払交付金(共同)			資源向上支払交付金(長寿命化)		
		①	②	③ =2*5/6	④ =2*0.75	⑤ =2*0.75*5/6	⑥
田	3,000	2,400	2,000	1,800	1,500	4,400	3,666
畑	2,000	1,440	1,200	1,080	900	2,000	1,666
草地	250	240	200	180	150	400	333

- 事業計画期間中に地目を変更した場合、当該期間中においては、地目変更前の単価を適用する。
- 多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、②に5/6を乗じた額を交付単価とする。
- 農地・水保安全管理支払交付金の取組期間も含め、共同活動又は資源向上活動(共同)を5年以上実施した農用地及び資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地については、②に0.75を乗じた額を交付単価とする。
- 資源向上活動(共同)を5年間以上実施した農用地又は資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地であり、かつ、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、②に0.75及び5/6を乗じた額を交付単価とする。
- 広域活動組織となるための規模要件を満たさず、かつ、直営施工を実施しない活動組織にあっては、⑥に5/6を乗じた額を交付単価とする。

※資源向上支払交付金(長寿命化)については、広域活動組織となるための規模要件を満たさない活動組織にあっては、以下a又はbのいずれか小さい額を年交付額の上限とする。

- 上表⑥又は⑦の交付単価に対象農用地面積を乗じて得た額
- 保安全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じて得た額

3. 交付単価の加算措置

(1) 農地維持支払の小規模集落支援(平成30年度拡充)

既存活動組織が小規模集落を取り込み、集落間で連携して保安全管理を行う場合、農地維持支払交付金に、新たに取り込んだ農用地面積に応じた加算を行います。

なお、1小規模集落当たりの加算上限額は20万円、活動組織当たりの合計加算上限額は40万円となります。

(2) 資源向上支払(共同)の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援(令和元年度拡充)

組織が多面的機能の増進を図る活動の取組を増加させる場合、資源向上支払交付金において単価の加算を行います。新たに本活動に取り組む場合は、2つ以上の取組が必要です。

(3) 資源向上支払(共同)の農村協働力の深化に向けた活動への支援(令和元年度拡充)

組織が下記の要件を満たした場合、資源向上支払交付金において単価の加算を行います。

- 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受けること
- 農業者以外の参画割合が4割以上であること
- 構成員の総人数の8割以上が参加する実践活動を実施すること

単価：円/10a

地目	(1) 農地維持支払小規模集落支援	(2) 資源向上支払(共同)多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援	(3) 資源向上支払(共同)農村協働力の深化に向けた活動への支援
田	1,000	400	400
畑	600	240	240
草地	80	40	40

※(2)および(3)は、農地・水保安全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。

4. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化)の見直し

令和元年度から、交付金の効率的かつ効果的な執行の観点から、原則として「工事1件当たりの費用は200万円未満」とします。

200万円以上の工事を実施する場合には、「長寿命化整備計画書」を策定し、活動計画書に添付し、市町村へ提出して審査を受ける必要があります。

なお、200万円以上の工事については、ほかの長寿命化対策に係る事業の活用も考慮し、適切に事業の選択を行ってください。

5. 取組状況の推移



6. 水土里サークル活動支援協議会の支援内容

- 新規(継続新規を含む)地区及び変更地区の認定支援
- 新規採択に向けた活動組織への説明会の実施
- 活動組織に対する事務及び補修研修会の開催
- その他推進事業の実施に必要な支援
- 上記のほか、どのようなことでもご相談ください。



問い合わせは、事業部農村整備課または最寄りの事務所・支部まで